



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月15日金曜日 第3060号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県青少年保護条例施行規則及び知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（男女参画・県民協働課）... 152

## 告 示

指定代理納付者の指定.....（総務管理課）... 155

愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正.....（男女参画・県民協働課）... 155

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 156

土地改良区の解散.....（農地整備課）... 156

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（ " ）... 156

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定.....（道路維持課）... 156

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法.....（ " ）... 156

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 157

道路の供用開始（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 157

道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....（ " ）... 157

指定障害児通所支援事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）... 157

指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 158

指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 158

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 158

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 158

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 159

道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....（ " ）... 159

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 159

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 160

特定計量器の定期検査の実施.....（計量検定所）... 160

## 公 告

技能検定の合格者.....（労政雇用課）... 161

電子黒板機能付きプロジェクターの購入.....（会計課）... 168

愛媛県立学校学習系Wi-Fiシステム提供業務の委託.....（高校教育課）... 169

基幹業務サーバシステムの借入れ.....（警察本部会計課）... 170

## 公安委員会規則

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部運転免許課）... 171

## 公安委員会告示

指定講習機関の特定講習の廃止.....（警察本部運転免許課）... 172

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第7号

愛媛県青少年保護条例施行規則及び知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県青少年保護条例施行規則及び知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県青少年保護条例施行規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県青少年保護条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(有害な図書類等として指定を受けたものとみなす書籍等の内容)</p> <p><b>第3条</b> 条例第5条第4項第1号、第2号及び第5号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰したものを含む。)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 強制性交等その他の陵辱行為</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)</p> <p><b>第12条</b> 条例第13条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為を行うおそれがあること又は自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加えるおそれがあること。</p> <p>(2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第15条ただし書に規定する申出又は同法第16条ただし書に規定する申出をするときは、条例第13条の10第2項に規定する書面を提出しなければならないこと。</p> <p>(書面等の保存)</p> <p><b>第13条</b> 条例第13条の10第3項の規定による書面又はその写しの保存は、役務提供契約が終了した日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、行わなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p><b>第14条</b> 条例第13条の12第1項及び第2項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>2 条例第13条の12第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 条例第13条の12第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 条例第13条の10第4項の規定による勧告の内容</p> <p>(3) その他知事が必要と認める事項</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p>様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 管理者就任承諾書</p>	<p>(有害な図書類等として指定を受けたものとみなす書籍等の内容)</p> <p><b>第3条</b> 条例第5条第4項第1号、第2号及び第5号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 強姦_____その他の陵辱行為</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>(公表)</p> <p><b>第12条</b> 条例第13条の8_____の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>2 条例第13条の8_____の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 管理者就任承諾書</p>

省略

次の自動販売機等について、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条の4第1項に規定する管理者として、同条例第5条の7、第13条の12、第17条及び第18条の規定を了解の上、就任を承諾します。

省略

省略

**第13条の12** 知事は、第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令をしたときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

2・3 省略

省略

**第17条** 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

省略

(4)～(9) 省略

省略

(1) 第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条、第9条の4、第13条の3又は第13条の5第1項の規定に違反した者

省略

(2)の2・(3) 省略

省略

注 省略

様式第11号（第15条関係） 立入調査員の証

（表） 省略

省略

（裏）

省  
略

省略

**第17条** 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

省略

(8) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者

(9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

省略

3 第1項の規定による立入調査又は質問は、必要最小限度において行なうべきであつて、関係者の正常な業

省略

次の自動販売機等について、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条の4第1項に規定する管理者として、同条例第5条の7、第13条の8、第17条及び第18条の規定を了解の上、就任を承諾します。

省略

省略

**第13条の8** 知事は、第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令をしたときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

省略

**第17条** 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問することができる。

省略

(4)～(8) 省略

省略

(1) 第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条\_\_\_\_\_、第13条の3又は第13条の5第1項の規定に違反した者

省略

(3)\_\_\_\_\_ 省略

省略

注 省略

様式第11号（第13条関係） 立入調査員の証

（表） 省略

省略

（裏）

省  
略

省略

**第17条** 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問することができる。

省略

(8) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者

省略

3 第1項の規定による立入調査又は質問は、必要最小限度において行なうべきであつて、関係者の正常な業

務を妨げるようなことがあつてはならない。

省略

第18条 省略

2～5 省略

省略

(1)・(2) 省略

(3) 第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者

7 省略

務を妨げるようなことがあつてはならない。

省略

第18条 (1項～5項省略)

省略

(1号・2号省略)

(3) 第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者

(知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第3条、第4条関係)		別表第1(第3条、第4条関係)	
1 愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)	第13条の10第3項		
2 省略		1 省略	
3 省略		2 省略	
4 省略		3 省略	
5 省略		4 省略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第190号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成31年3月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

○愛媛県告示第191号

愛媛県青少年保護審議会規程(昭和42年12月愛媛県告示第1050号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月15日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(任務)	(任務)		
第2条 審議会は、愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号。以下「条例」という。)第4条第2項の指定、同条第5項	第2条 審議会は、愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号。以下「条例」という。)第4条第2項の指定、同条第5項		

の指定の取消し、条例第5条第2項の指定、同条第9項の命令、  
条例第5条の2第2項の指定、条例第5条の7第4項の命令、条  
例第7条第2項の命令、条例第13条の5第3項の命令、条例第13  
条の10第4項の勧告、条例第13条の12第2項の公表その他条例の  
実施に関し必要な事項について調査審議する。

の指定の取消し、条例第5条第2項の指定、同条第9項の命令、  
条例第5条の2第2項の指定、条例第5条の7第4項の命令、条  
例第7条第2項の命令、条例第13条の5第3項の命令 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 其他条例の  
実施に関し必要な事項について調査審議する。

○愛媛県告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
駅前タネダ薬局	四国中央市三島中央3丁目6-4	種田 由美子	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 2月7日
レデイ薬局 三島金子店	四国中央市三島金子二丁目9番55号	株式会社レデイ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成31年 3月21日

○愛媛県告示第193号

朝倉村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、平成31年3月6日解散した。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

とおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・伊延西地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成31年3月18日から4月15日まで
- 縦覧場所  
西予市役所本庁

○愛媛県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市伊延西地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の

○愛媛県告示第195号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	指定する期日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町380番8地先から 同町12番7地先まで	平成31年5月1日

○愛媛県告示第196号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町380番8地先から 同町12番7地先まで	平成31年5月1日

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年3月15日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 加 友 之	西条市朔日市38番地1
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地2

○愛媛県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山2955番4から 同町上山2900番3まで	平成31年3月15日

○愛媛県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立5415番2から 同町馬立5415番3まで	旧	メートル 6.1～22.8	キロメートル 0.013	
			新	8.0～23.1	0.013	

○愛媛県告示第200号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年3月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾智仁

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3850100904	一般社団法人こころね	愛媛県松山市余戸中2丁目12-17	飛田 美樹	放課後等デイサービス	チャイルド・らぼ	愛媛県松山市余戸東1丁目11-37	平成30年11月1日

○愛媛県告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 3月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ベストパートナー	有限会社ベストパートナー	愛媛県伊予市市場甲130番地1	平成31年1月31日	福祉用具貸与
有限会社ベストパートナー	有限会社ベストパートナー	愛媛県伊予市市場甲130番地1	平成31年1月31日	特定福祉用具販売
有限会社 コミュニティーハウス	ヘルパーステーション のどか	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田173番地1	平成31年1月31日	訪問介護

○愛媛県告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 3月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ベストパートナー	有限会社ベストパートナー	愛媛県伊予市市場甲130番地1	平成31年1月31日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ベストパートナー	有限会社ベストパートナー	愛媛県伊予市市場甲130番地1	平成31年1月31日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成31年 3月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者（設置者）			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813400060	特定非営利活動法人バステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久高町久万369-1	白川 京子	短期入所	指定障害福祉サービス事業所バステルくらぶ	愛媛県上浮穴郡久高町久万369-1	平成30年10月1日
3813510280	一般社団法人幸創會	愛媛県伊予郡松前町筒井1322-15	瀬治山 達也	就労移行支援	Loistaa	愛媛県伊予郡松前町筒井1322-15	平成30年10月1日
3813510280	一般社団法人幸創會	愛媛県伊予郡松前町筒井1322-15	瀬治山 達也	就労継続支援A型	Loistaa	愛媛県伊予郡松前町筒井1322-15	平成30年10月1日
3811500564	株式会社フェローシステム	愛媛県松山市西一万町10番地2	三好 大助	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所フェローCreate	愛媛県東温市見奈良1399-2	平成30年12月3日

○愛媛県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 3月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510231	一般社団法人クレス	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1322 - 15	米 良 幸 男	就労移行支援	C L E S S 障害者就労支援施設	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1322 - 15	平成30年 9月30日
3813510231	一般社団法人クレス	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1322 - 15	米 良 幸 男	就労継続支援 A型	C L E S S 障害者就労支援施設	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1322 - 15	平成30年 9月30日
3811500440	特定非営利活動法人 ゆうき	愛媛県東温市西岡264 - 1	岩 井 雄 樹	就労継続支援 B型	ゆうき就労継続支援施設 B型	愛媛県東温市見奈良1399 - 2	平成30年 9月30日
3811000128	社会福祉法人 朝風会	愛媛県伊予市尾崎字天神下75番地 1	村 上 久	就労移行支援	空と大地	愛媛県伊予市本郡54番地 3	平成31年 3月31日

○愛媛県告示第205号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
( 般 - 26 ) 第17323号	平成26年 6月 5日	井上電工	井上 幸一	松山市来住町645 - 21	平成31年 2月 6日	電気工事業	建設業の廃止
( 般 - 27 ) 第11908号	平成27年 6月 3日	㈱藤川建設	藤川邦比古	松山市和気町 2 - 920 - 5	平成31年 2月21日	建築工事業	建設業の廃止
( 特 - 28 ) 第6495号	平成28年 10月27日	㈱杉仲工務店	杉野みのる	松山市西長戸町904 - 4	平成31年 2月28日	土木工事業、建築工事業 とび・土工事業 内装仕上工事業 解体工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市萩原乙84番 5 から 同市萩原乙84番 4 まで	旧	メートル 12.2 ~ 25.2	キロメートル 0.023	
			新	28.6 ~ 34.5	0.023	
"	"	松山市浅海本谷乙221番 3 から 同市浅海本谷乙221番 4 まで	旧	7.4 ~ 7.4	0.020	
			新	7.4 ~ 8.4	0.020	

○愛媛県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市萩原乙84番 5 から 同市萩原乙84番 4 まで	平成31年 3月15日



"	"	松山市浅海本谷乙221番3から 同市浅海本谷乙221番4まで	"
---	---	-----------------------------------	---

○愛媛県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 3月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
30中局建（開）第28号 平成31年 3月1日	東温市南野田字天神443番1	東温市南野田475番地 林 利 貴 林 佳 奈

○愛媛県告示第209号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成31年4月1日から12月27日までの間において実施する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる 特定計量器
平成31年午前10時から 5月7日午前11時30分まで	砥部町役場 広田支所	砥 部 町	非自動はかり （計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 7日午後1時30分から 午後3時まで	砥部町商工会館		
" 8日午前10時から 午後2時まで	砥部町文化会館		
" 9日午前10時30分から 正午まで	四国中央市 新宮公民館	四国中央市	
" 9日午後1時30分から 午後2時30分まで	四国中央市 金田公民館		
" 9日午後3時から 午後4時30分まで	四国中央市 上分公民館		
" 10日午前9時30分から 午後2時まで	四国中央市川之江 文化センター		
" 13日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市川之江 体育館		
" 14日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 土居文化会館		
" 15日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 保健センター		
" 16日午前10時30分から 正午まで	四国中央市 中之庄公民館		
" 16日午後1時30分から 午後3時まで	四国中央市 寒川公民館		
6月3日午前10時30分から 午前11時30分まで	松山市農協 父二峰支所		
" 3日午後1時から 午後2時30分まで	久万高原町公民館 下畑野川分館		
" 4日午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町役場 柳谷支所		
" 4日午後1時30分から 午後2時30分まで	久万高原町役場 面河支所		
" 5日午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町農村環 境改善センター		
" 5日午後1時から 午後3時まで	久万高原町役場 （本庁）		
" 6日午前10時 午後2時まで	松前町東公民館	松 前 町	

" 7日午前10時から 午後3時まで	松前町役場 （本庁）	伊 予 市	
" 10日午前10時から 午後2時まで	えひめ中央農協 中山集荷場		
" 11日午前10時 正午	伊予市 双海地域事務所		
" 11日午後1時30分から 午後3時まで	下灘コミュニテ ィセンター	東 温 市	
" 12日午前10時から 午後3時まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館		
" 13日午前10時から 午後2時まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館		
" 14日午前10時から 午後2時まで	東温市 川内公民館		
" 17日午前10時から 午後3時まで	東温市役所 （本庁）		
" 18日午前10時から 午後2時まで	東温市役所 （本庁）		
9月2日午前10時から 午後3時まで	西条市 丹原総合支所		西 条 市
" 3日午前10時から 午後3時まで	西条市 三芳公民館		
" 4日午前10時から 午後3時まで	西条市 東予総合支所		
" 5日午前10時から 午後2時まで	西条市農協橋支所		
" 6日午前10時から 午前11時30分まで	J A周桑石根支所		
" 6日午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協 飯岡支所		
" 9日午前10時30分から 午後3時まで	西条市農協 大町支所		
" 10日午前10時30分から 午後3時まで	西条市農協 中央支所		
" 11日午前10時 正午	西条市 小松総合支所		
10月1日午後0時20分から 午後0時50分まで	上島町 魚島総合支所	上 島 町	
" 1日午後2時30分から 午後4時まで	上島町 弓削総合 支所（町民プラザ）		
" 2日午前9時から 午前10時30分まで	上島町 生名総合支所		
" 2日午後1時30分から 午後3時まで	上島町 岩城総合支所		

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成30年12月3日から平成31年2月17日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	B 1

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 12	B 1	C 1
C 2	C 3				

工場板金（機械板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1	C 2

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

機械検査（機械検査作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 9	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29

A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 37	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 40	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 46	A 甲 47
A 甲 48	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 51	A 甲 52	A 甲 53
A 甲 55	A 甲 58	A 甲 59	A 甲 61	A 甲 62	A 甲 64
A 甲 65	A 甲 66	A 甲 67	A 甲 68	A 甲 69	A 甲 70
A 甲 71	A 甲 72	A 甲 73	A 甲 75	A 甲 76	

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10			

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号
C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 7

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15
A 甲 18	C 2				

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5

空気圧装置組立て

特級

受 検 番 号
A 甲 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 10	A 甲 11	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16
A 甲 17	B 1	C 1	C 2	C 3	

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 16	A 甲 17	B 1	B 2

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 16	B 2	B 3	C 1		

家具製作（家具手加工作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9				

プラスチック成形

特級

受 検 番 号
A 甲 2

プラスチック成形（射出成形作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 4

石材施工（石材加工作業）

1級

受 検 番 号
A甲 2

パン製造（パン製造作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

菓子製造（洋菓子製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

建築大工（大工工事作業）

1級

受 検 番 号
A甲 5

2級

受 検 番 号
A甲 5

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13	A甲 14
B 1	B 2	C 1			

かわらぶき（かわらぶき作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 4	A 甲 3	A 甲 9	A 甲 11	B 2	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 9	C 3	C 5

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8 A 甲 15	A 甲 2 A 甲 9 A 甲 16	A 甲 4 A 甲 10 C 1	A 甲 5 A 甲 11	A 甲 6 A 甲 12	A 甲 7 A 甲 13

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11	A 甲 2 A 甲 13	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

2級

受 検 番 号
A甲 4

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12	A甲 13
A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 17	A甲 18	A甲 19
A甲 21	A甲 22	A甲 23	A甲 24	A甲 26	A甲 27
A甲 28	A甲 29	A甲 30	A甲 31		

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 12		

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11 A 甲 18	A 甲 2 A 甲 13	A 甲 3 A 甲 14	A 甲 5 A 甲 15	A 甲 6 A 甲 16	A 甲 8 A 甲 17

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2級

受 検 番 号
C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	C 2	C 3	C 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 A 甲 22 C 4	A 甲 3 A 甲 12 A 甲 24 C 5	A 甲 4 A 甲 15 B 1 C 7	A 甲 5 A 甲 17 B 2 C 8	A 甲 6 A 甲 19 B 3	A 甲 7 A 甲 20 C 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4



電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	B 1	C 3	C 4	C 10	D 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	C 1	C 2	C 3

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
電子黒板機能付きプロジェクターの購入
- (2) 購入物品名及び数量  
電子黒板機能付きプロジェクター 280セット  
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。
- (4) 納入期限  
平成31年 9月30日(月)
- (5) 納入場所  
愛媛県立三島高等学校ほか13校
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限  
電子入札による場合は、平成31年4月24日(水)午前9時から同月25日(木)午前9時59分まで  
紙入札による場合は、平成31年4月25日(木)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成31年 4月25日（木）午前10時

愛媛県総務部入札室兼会議室 本館 2階

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限：平成31年 4月18日（木）午後 5時
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約の成立  
この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。
- (7) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (8) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他  
ア 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。  
イ 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Interactive Projector , 280
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 25 April 2019
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

#### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県県立学校学習系Wi-Fiシステム提供業務委託
  - (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県県立学校学習系Wi-Fiシステム提供業務 一式  
（提供期間におけるハードウェア、ソフトウェア及びサーバ機能の稼働によりもたらされる機能の提供のほか、構築期間における現地調査、設計、据付、設定等の作業、提供期間におけるシステムの運用管理、保守管理及び学校からの問い合わせ対応の作業、提供期間満了後における撤去作業及びデータ消去作業、並びにその他付帯作業についてのサービスの提供 一式）
  - (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 委託期間  
契約締結の日から平成37年 8月31日まで  
（構築期間 契約締結の日から平成32年 2月29日まで）  
（提供期間 平成32年 3月 1日から平成37年 8月31日まで）
  - (5) 委託業務の履行場所  
仕様書による。
  - (6) 入札方法  
ア 入札金額は、(2)に要する総額を提供期間（66月）において均等に分割した1月当たりのサービス提供代金を記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- #### 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 公告期間中に行う仕様適合確認審査において結果が全て適と認められることにより、提供期間の開始までに適正かつ確実にサービス提供を開始できることを証明した者であること。
  - (3) 公告期間中に行う仕様適合確認審査において結果が全て適と認められることにより、提供期間の全期間において適正かつ確実なサービス提供ができることを証明した者であること。
  - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- #### 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2  
電話 (089)912 2951

## (2) 入札書の受領期限

平成31年 4月22日(月)から 4月24日(水)午前 9時59分までの受付期間中(月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、4月23日(火)午後 5時15分までに必着のこと。

## (3) 入札説明書の交付方法

平成31年 3月15日(金)から 4月 9日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成31年 4月24日(水)午前10時  
愛媛県庁第一別館10階教育委員室

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。仕様適合確認審査申請書は、持参して提出することとし、電送又は郵送等によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受付期間

平成31年 3月15日(金)から 4月 9日(火)までの執務時間中

## イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Survey, design, construction, function providing, operation, maintenance and use support service of educational Wi Fi system for the prefectural school classrooms, 1 set

## (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 24 April 2019

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 23 April 2019)

(3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2951

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

基幹業務サーバシステムの借入れ

## (2) 借入物品名及び数量

基幹業務サーバシステム一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。)

## (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 借入期間

平成32年 1月 1日から平成36年12月31日まで

## (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

## (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品の修理に係る体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

- 平成31年 4月26日（金）午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成31年 4月26日（金）午後 1時30分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限  
公告の日から平成31年 4月23日（火）午後 5時15分まで。
- (5) 入札の無効

- 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Backbone Server System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 26 , April , 2019
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成31年 3月15日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
( 認知機能検査員講習の項目等 )			( 認知機能検査員講習の項目等 )		
<b>第3条</b> 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。			<b>第3条</b> 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。		
項目	内容	時間	項目	内容	時間
省略			省略		
高齢運転者 対策の概要	1 <u>高齢運転者の交通事故情勢</u> 2 <u>認知機能検査の内容</u> 3 <u>認知機能検査の結果に基づく高齢者講習</u> 4 <u>認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施</u> 5 <u>運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書</u> 6 <u>運転適性相談</u>	省略	高齢運転者 対策の概要	1 <u>高齢者の交通事故の現状</u> 2 <u>認知機能検査の導入</u> 3 <u>認知機能検査の結果に基づく高齢者講習・免許証の更新手続</u> 4 <u>認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査</u> の 実施 5 <u>申請による免許取消し</u> 6 <u>高齢運転者標識</u>	省略
省略			省略		

## 附 則

この規則は、平成31年 3月15日から施行する。

## 公安委員会告示

## ○愛媛県公安委員会告示第 2 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第14条第 1 項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年 3月15日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
今治自動車教習所 今治市東村南一丁目 1 番 1 号 渡邊 一志	取消処分者講習	平成31年 3月15日